

三河湾国定公園（西部地域）の公園区域及び公園計画の変更案の概要

これまでの主な経緯

昭和33年 4月10日	三河湾国定公園の指定 特別地域の指定
昭和40年12月22日	公園区域の変更
昭和52年 8月 1日	公園区域の変更、公園計画の全面変更
平成 2年 9月 6日	公園区域及び公園計画の全面的な見直し（再検討）
平成10年10月28日	公園区域及び公園計画の変更（点検）

三河湾国定公園の概要

- ・ 区 域：三河湾国定公園は、愛知県南部の知多半島、渥美半島及び両半島に囲まれた三河湾に点在する島々からなる。
- ・ 景観の特徴：渥美、知多両半島の海岸景観と三河湾の内海多島景観を中心とする。また、海岸の特殊景観として、海蝕崖が知多半島先端部、日間賀島、佐久島、渥美半島太平洋岸で見られる。
- ・ 動植物：半島先端部や島々には常緑広葉樹林が多く残っており、羽豆岬のウバメガシ純林、竹島、宮山原生林などがその代表的なものである。動物では、「鶺鴒の山」がカワウの繁殖地として国の天然記念物に指定されている他、海岸部では「レッドデータブックあいち」で絶滅危惧 Bに分類されるアカウミガメの上陸・産卵が見られる。
- ・ 利用形態：県内外から利用者が訪れる観光地も多く、海水浴、潮干狩、自然景観鑑賞等のレクリエーションの場として利用されており、年間利用者数は約1360万人（平成13年）である。

変更の概要

今回は、再検討後13年が経過していることから、平成10年の点検の際に残された西部地域について、この間の社会条件等の変化を踏まえ、点検を行うものである。

1. 公園区域の変更

(1) 削除

- ・ 各種施設の立ち並ぶ埋立地を公園区域から削除する。（愛知県知多郡南知多町・ - 4ha）
- ・ 宅地化した集落を公園区域から削除する。（愛知県幡豆郡一色町・ - 3ha）

2. 公園計画の変更

(1) 保護規制計画

- ・ 公園区域から削除する区域(-3ha)を、第2種特別地域より削除する。

(2) 利用施設計画

(ア) 単独施設の追加及び削除

- ・ 愛知県知多郡美浜町に、自然体験や環境学習の拠点として、園地計画を追加する。
- ・ 愛知県知多郡南知多町に、自然探勝等の利用のため、休憩所計画を4箇所追加する。
- ・ 愛知県幡豆郡一色町に、滞在型利用を推進するため、野営場計画を追加する。
- ・ 愛知県幡豆郡一色町に、公園利用によるごみ対策のため、汚物処理施設計画を追加する。
- ・ 愛知県幡豆郡一色町から、実態上必要性に乏しいため、運動場計画を削除する。
- ・ 愛知県幡豆郡一色町から、実態上必要性に乏しいため、水族館計画を削除する。

(イ) 道路（歩道）の追加

- ・ 探勝歩道として、野間小野浦線を追加する。